



グリーン住宅ポイント対象住宅証明事業を開始します

2021年3月25日
一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングでは、ポストコロナに向け、経済の持ち直しの動きを確かなものとし、民需主導の成長軌道に戻していくため、令和2年度第三次補正予算で措置された「グリーン住宅ポイント制度」で必要となる一定の性能を有する住宅であることを証明する事業を、2021年4月1日から開始します。

グリーン住宅ポイント対象住宅証明の審査のご相談は、ぜひベターリビングをご用命ください。

1 グリーン住宅ポイント制度とは

グリーン住宅ポイント制度とは、グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、「新たな日常」及び「防災」に対応した追加工事や様々な商品と交換できるポイントを発行する制度です。

2 グリーン住宅ポイント対象住宅の証明資料と発行ポイント

新築住宅の場合のグリーン住宅ポイント対象住宅の証明資料と発行ポイントの関係は以下のとおりです。

対象住宅	証明資料	発行ポイント
高い性能を有する住宅		40万ポイント
(1) 認定長期優良住宅	長期優良住宅認定書	
(2) 認定低炭素建築物	低炭素建築物認定書	
(3) 性能向上計画認定住宅	性能向上計画認定書	
(4) ZEH 住宅	BELS (ZEH マーク付)	30万ポイント
省エネ基準適合住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計住宅性能評価書 (断熱等級 4・一次エネルギー消費量等級 4 以上) ・ グリーン住宅ポイント対象住宅 証明書 ほか	

なお、多子世帯が取得する場合などポイントが加算されることがあります。

また、既存住宅の取得、リフォーム工事、賃貸住宅についても一定の要件を満たすことによりポイントが発行されます。



3 グリーン住宅ポイント対象住宅証明事業の発行

ベターリビングはグリーン住宅ポイント対象住宅証明の発行事業を2021年4月1日から行います。

なお、ベターリビングでは長期優良住宅、低炭素建築物認定及び性能向上計画認定の技術的審査、並びにBELSの審査も行っています。

詳細につきましては、一般財団法人ベターリビングのホームページ (<http://www.cbl.or.jp>) でご確認ください。

また、グリーン住宅ポイント制度の概要は以下のホームページを確認ください。
(<https://greenpt.mlit.go.jp/>)